# 縦　覧　簿

静岡市告示第　　号

仮称新沼上最終処分場の設置に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果の縦覧

縦覧期間：令和５年２月17日（金）から令和５年３月16日（木）まで

|  |  |
| --- | --- |
| 縦覧年月日 | 令和５年　　月　　日 |
| 縦覧者住所  （法人にあってはその所在地） |  |
| 縦覧者氏名  （法人にあってはその名称及び代表者名） |  |
| 縦覧場所 | 静岡市役所　環境局　ごみ減量推進課 |
| 遵守事項 | １　報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。  ２　報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。  ３　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。  ４　係員の指示があった場合には、それに従うこと。 |

（注）遵守事項に違反した場合は、縦覧を停止し、又は禁止することがあります。

# 縦　覧　簿

静岡市告示第　　号

仮称新沼上最終処分場の設置に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果の縦覧

縦覧期間：令和５年２月17日（金）から令和５年３月16日（木）まで

|  |  |
| --- | --- |
| 縦覧年月日 | 令和５年　　月　　日 |
| 縦覧者住所  （法人にあってはその所在地） |  |
| 縦覧者氏名  （法人にあってはその名称及び代表者名） |  |
| 縦覧場所 | 静岡市沼上清掃工場 |
| 遵守事項 | １　報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。  ２　報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。  ３　他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。  ４　係員の指示があった場合には、それに従うこと。 |

（注）遵守事項に違反した場合は、縦覧を停止し、又は禁止することがあります。